

横手市大森町指定通所介護事業所 ハラスメント防止方針

（目的）

第 1 条 本規定は、職場におけるハラスメント及び介護現場におけるハラスメントを防止するために遵守すべき事項を定め、働きやすい職場環境を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 職場におけるハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境を害することをいう。

2 職場におけるセクシャルハラスメントとは、本人の意に反する性的な言動によって職員の就業環境が不快なものになり、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、職員が就業するうえで看過できない程度の支障が生じるもの。

3 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、上司や同僚が、職員の妊娠・出産・及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動により職員の就業環境を害することをいう。

4 介護現場におけるハラスメントとは、利用者や家族から職員、及び職員から利用者や家族等へ身体的な力を使って危害を及ぼす行為、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけおとしめたりする行為、意に添わない性的誘いかけや好意的態度の要求等をいう。

（ハラスメント禁止行為）

第 3 条 次に掲げるような行為をおこなってはならない。

- ・他の職員がいる前で、一方的に恫喝すること。
- ・部下からの相談などを恣意的に拒絶したり、無視したりすること。
- ・人格や尊厳を否定するような発信をすること。
- ・性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問や発言をすること。
- ・服装や身体または外見に関して性的な批判をすること。
- ・不必要に身体に接触すること。
- ・妊娠・出産・育児等に関する制度や処置の利用に関し、不利益な取り扱いを示唆する言動。
- ・物を投げつけたり、蹴ったりすること。
- ・大声で怒鳴ったりすること。

（懲戒）

第 4 条 横手市職員の懲戒処分等に関する規程に定める。

（相談及び苦情）

第 5 条 ハラスメントに関する相談及び苦情の窓口は、総務企画部人事課及び公平委員会とする。

（再発防止）

第 6 条 職場におけるハラスメント事案が発生した場合は再発防止に取り組むこととする。

令和 3 年 4 月 1 日